

EPA原産地規則の概要

【輸出編】



2025年
財務省・税関
EPA原産地センター

1. ケーススタディ

(RCEP協定を利用して韓国にカーボンブラックを輸出)

2. 輸出相談のご案内

3. 参考情報



1. ケーススタディ

～RCEP協定を利用して韓国にカーボンブラックを輸出～

輸出貨物のEPA利用のステップ

輸出においてEPAを利用するためには次のステップで確認。



ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続

- (1)申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国におけるEPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

参考：「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について」

(税関HP > EPA/原産地規則について知りたい > 3.初めてEPAで輸出／輸出相談（自己申告）

> EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について https://www.customs.go.jp/roo/information/epa/epa_ex.html)⁴



化学品メーカーの貿易担当者です。
RCEP協定を利用して、日本から韓国へ、日本の弊社工場で
生産した「カーボンプラック」を輸出したいと考えています。
輸出予定の産品について、以下の情報を確認しました。

■ 産品：カーボンプラック

- 輸出先 : 韓国
- HS番号 : 第2803.00号
- 製造工程 : 輸出者の日本国内工場にて下記材料を用いて製造。
- 材料 : 01 原料油 … 日本国内サプライヤーから調達
 02 水 … 輸出者の日本国内工場の敷地内から採水
- 関係書類 : 材料表、製造工程表など

※本事例において、材料や製造工程は簡略に記載しており、実際の産品のものとは異なる場合がある。

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

輸出においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認。



ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国でRCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ



ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国でRCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応



1. 輸出貨物のHS番号を特定

2.

3.

4.

5.

6.

7.

HS番号の特定方法

- HS番号は「輸出統計品目表」(日本における輸出申告で使用)で調べることが可能。

➢ 税関ホームページ ⇒ 品目分類について調べたい ⇒ 「輸出統計品目表」
<https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

- HS番号に関する問合せは、各税関関税鑑査官部門まで。

➢ <https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

輸出統計品目表 検索画面



第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品 部注			
分類			
第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	類注	品目表
第29類	有機化学品	類注	品目表

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit		他法令 Law
番号 H.S.code			I	II	
		第1節 元素			
28.01		ふつ素、塩素、臭素及びよう素			
2801.10	000	－ 塩素		KG	
2801.20	000	－ よう素		KG	
2801.30	000	－ ふつ素及び臭素		KG	
28.02					
2802.00	000	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄		KG	
28.03					
2803.00	000	炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。）		KG	
28.04		水素、希ガスその他の非金属元素			
2804.10	000	－ 水素		KG	ET
		－ 希ガス			

HS番号 第2803.00号と特定。

ステップ1
完了 8

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

 ステップ2. 相手国でRCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

1.

2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

3.

4.

5.

6.

7.

輸出相手国におけるRCEP協定税率の確認方法

① 税関ホームページ EPA相手国譲許表(関税率表)

➤ <https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm>

現在位置: ホーム > 経済連携協定 (EPA/FTA) (関税・税関関係) > EPA相手国譲許表 (関税率表)

EPA相手国譲許表 (関税率表)

このページでは、我が国が締結している経済連携協定に関する相手国情報を掲載しております。
相手国税関等のホームページを掲載しておりますが、実際のEPA相手国への輸入手続については、相手国税関窓口にお問い合わせ下さい。

外部ページヘリンク (※すべて新規ウィンドウで開きます。)

国等 (リンクは協定HP)	二国間	A-JECP (和文) (英文)	TPP11 (和文) (英文)	RCEP (和文) (英文)	参考 (相手国税率検索サイトまたは税関HP)
シンガポール	○	○	○	○	シンガポール税関 (Singapore Customs)
メキシコ	○		○		メキシコ経済省 (Secretaría de Hacienda) ※スペイン語のみ
マレーシア	○	○	○	○	マレーシア税関 (Royal Malaysian Customs Department)
チリ	○		○		チリ税関庁 (Chile Aduanas) ※スペイン語のみ
タイ	○	○		○	タイ税関 (Thai Customs)
インドネシア	○	○		○	インドネシア関税消費税総局 (Directorate General of Customs & Excise)

※税関ホームページからのアクセス: トップページ → EPA/原産地規則について知りたい
→ 12.輸出先の国の税率を調べる(相手国譲許表)

② JETROホームページ World Tariff

➤ <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

ユーザー登録が必要。
JETROホームページからユーザーIDとパスワードを取得可能(日本居住者は無料)。

1.

2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

3.

4.

5.

6.

7.

RCEP協定譲許表(附属書 I)で、HS番号 第2803.00号を確認

■ Schedule of Tariff Commitments of **Korea** Section D For **Japan**

HSK 2014	Product Description	Base Rate	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 5	Year 6	Year 7	Year 8	Year 9	Year 10
2803.00	Carbon (carbon blacks and other forms of carbon not elsewhere specified or included).											
2803.00.10.00	Acetylene black	5.5%	5.0%	4.4%	3.9%	3.3%	2.8%	2.2%	1.7%	1.1%	0.6%	0.0%
2803.00.90	Other											
2803.00.90.1	Carbon blacks											
2803.00.90.11	For manufacturing secondary batteries	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%
2803.00.90.19	Other	5.5%	5.1%	4.8%	4.4%	4.0%	3.7%	3.3%	2.9%	2.6%	2.2%	1.8%
2803.00.90.90	Other	5.5%	5.0%	4.4%	3.9%	3.3%	2.8%	2.2%	1.7%	1.1%	0.6%	0.0%

韓国で国内細分が設定されているが、今回の産品は、2803.00.90.19に該当することを確認。

⇒ ベースレート5.5% ➡ 段階的撤廃

韓国は、HS2803.00.90.19 の産品について、
日本に対して**RCEP協定税率(4.0%(4年目))**を設定。

1.

2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

3.

4.

5.

6.

7.

譲許表の付録の特定の原産品に該当するかの確認

(Appendix in Relation to Paragraph 3 of Article 2.6 (Tariff Differentials))

- RCEP協定において、**日本、中国、韓国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム**の7か国は、個別譲許(国ごとに関税率の差異が発生する品目を設定)を採用。
- 個別譲許採用国は譲許表の付録に「特定の原産品」を掲げており、これに該当した場合は、付録に定める追加的要件(輸出締約国である最終仕出国において20%以上の価値が付加されていること)を確認することが必要。

韓国の付録の特定の原産品を確認(外務省ホームページ)

➤ https://www.mofa.go.jp/policy/economy/page1e_kanri_000001_00007.html

KOREA

KOREA

- HEADNOTES (PDF)
- Schedule of Tariff Commitments: Korea
- Section A For Member States of ASEAN (PDF)
- Section B For Australia (PDF)
- Section C For China (PDF)
- Section D For Japan (PDF)
- Section E For New Zealand (PDF)
- Appendix in Relation to Paragraph 3 of Article 2.6 (Tariff Differentials) (PDF)

Appendix in Relation
to Paragraph 3 of
Article 2.6 (Tariff
Differentials)(PDF)

HS番号第2803.00号は
掲載されていない

APPENDIX

IN RELATION TO PARAGRAPH 3 OF ARTICLE 2.6 (TARIFF DIFFERENTIALS)

1. For the purposes of this Appendix:

(a) **additional requirement** means the requirement that an exporting Party of an originating good is the Party where no less than 20 per cent of the total value of the originating good has been added in the production of that originating good, as calculated, *mutatis mutandis*, under Article 3.5 (Calculation of Regional Value Content)¹; and

(b) **period** means the period of time during which Korea imposes the additional requirement. Such imposition shall be limited to the period during which the originating good is subject to a tariff differential by Korea.

2. For greater certainty, the 10-digit codes of the tariff classification number of Korea and their product descriptions referred to in the table in this Appendix correspond respectively to those referred to in the Schedule of Tariff Commitments of Korea.

HSK 2014	Product Description	Period
0304.75.00.00	Alaska Pollack (<i>Theragra chalcogramma</i>)	From year 1 onwards
0304.83.10.00	Plaice	From year 1 onwards

2309.90.20.99	Other	From year 1 onwards
2309.90.90.90	Other	From year 1 onwards
2815.20.00.00	Potassium hydroxide (caustic potash)	From year 1 onwards
2909.49.90.00	Other	From year 1 onwards

HS番号第2803.00号の產品は、韓国の付録の特定の原産品には該当しない。

ステップ2
完了 12

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国でRCEP協定税率が設定されていることを確認



ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

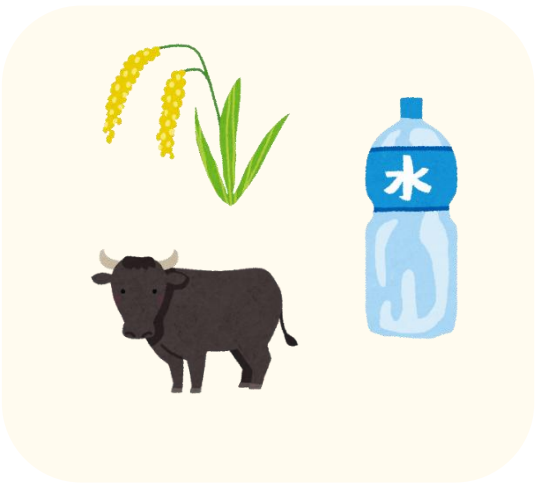
RCEP協定に定める原産品の要件を確認

- RCEP協定税率は、RCEP協定上の他の締約国の「原産品」に対して適用(第2・4条1)。
- 「原産品」と認められるのは以下の3つの要件のいずれかを満たす産品。
- 材料が「原産材料(＝原産品と認められる材料)」か判断する場合にも、この「原産品」の要件を適用。

要件

完全生産品

締約国において
“完全に生産される”産品

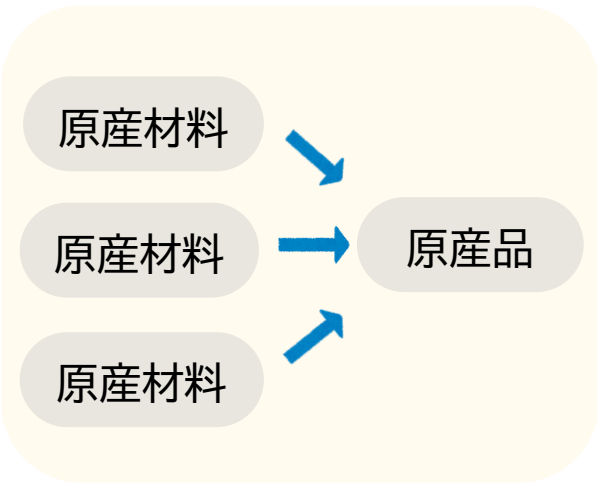


RCEP協定 第3・2条(a)

要件

原産材料のみから
生産される産品

締約国の
“原産品と認められる材料”
のみから生産される産品



RCEP協定 第3・2条(b)

要件

品目別規則を
満たす産品

締約国の“**原産品と認められない材料**”
を使用し締約国において生産すること
で“**実質的変更**”が生じた産品



RCEP協定 第3・2条(c)

1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

7.

製品の生産に使用した材料を確認

■ 製品：カーボンブラック

□ 製造工程：輸出者の日本国内工場にて下記材料を用いて製造。

□ 材料 : 01 原料油 … 日本国内サプライヤーから調達
 02 水 … 輸出者の日本国内工場の敷地内から採水



「01 原料油」

国内サプライヤーから調達したものだが、
RCEP協定上の原産品(原産材料)かどうか分からない。

「02 水」

輸出者の日本国内工場の敷地内で採水されたものなので、
RCEP協定上の原産品(原産材料)の可能性が高い。

⇒ いずれも(まずは)非原産材料として考える。

1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

7.

適用する原産品の要件を確定

原産品の要件を特定するにあたり、条文を確認

RCEP協定 第3・2条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に定める他の全ての関連する要件を満たすものは、原産品として取り扱う。

- (a) 一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条(完全に得られ、又は生産される産品)に定めるもの
- (b) 一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品
- (c) **一の締約国**において**非原産材料を使用して生産**される産品であって、**附属書3A(品目別規則)**に定める関連する要件を満たすもの



今回、**非原産材料**を使用しているので、
(c)の「**品目別規則を満たす産品**」の要件ですね。

産品が締約国(日本)の原産品と認められるためには、**日本における生産**により、RCEP協定の品目別規則に定める関連する要件を満たすことが必要。

RCEP協定等の「協定条文」について詳しく確認したい方はこちら→
リンク先:税関ホームページ/EPA・原産地規則について知りたい
/EPA・原産地規則ポータル/協定・法令等/EPAとは



品目別規則の特定方法

「RCEP協定の品目別規則」を確認

- 税関ホームページ/EPA・原産地規則ポータル「品目別原産地規則の検索」で調べることが可能。
 - <https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>
- 国名と製品のHS番号(6桁)
＝「大韓民国 / KOREA, REPUBLIC OF」と「280300」で「検索」。

税関サイト

EPA・原産地規則ポータル

お問合せ・その他のリンク | サイトマップ

ENHANCED BY Google

EPAで輸入

EPAで輸出

品目別原産地規則 / Product Specific Rules

国名 / Country

大韓民国 / KOREA, REPUBLIC OF

品目 / Item

HSコード上6桁もしくは8桁、10桁の数字を入力してください。
Please enter the HS code in 4 or 6, 8 or 10 digits.

280300

検索

検索/Search

リセット/Reset

検索結果

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 (H-S2022) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP

部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	PSR	Note
06	28			無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物 Inorganic chemicals; organic or inorganic compounds of precious metals, of rare-earth metals, of radioactive elements or of isotopes 第1節 元素 I - CHEMICAL ELEMENTS		
		2803				
			280300	炭素(カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。) Carbon (carbon blacks and other forms of carbon not elsewhere specified or included)	CTH又はRVC40	

大韓民国 / KOREA, REPUBLIC OF

280300

第2803.00号の産品に適用される品目別規則は「CTH又はRVC40」と特定。

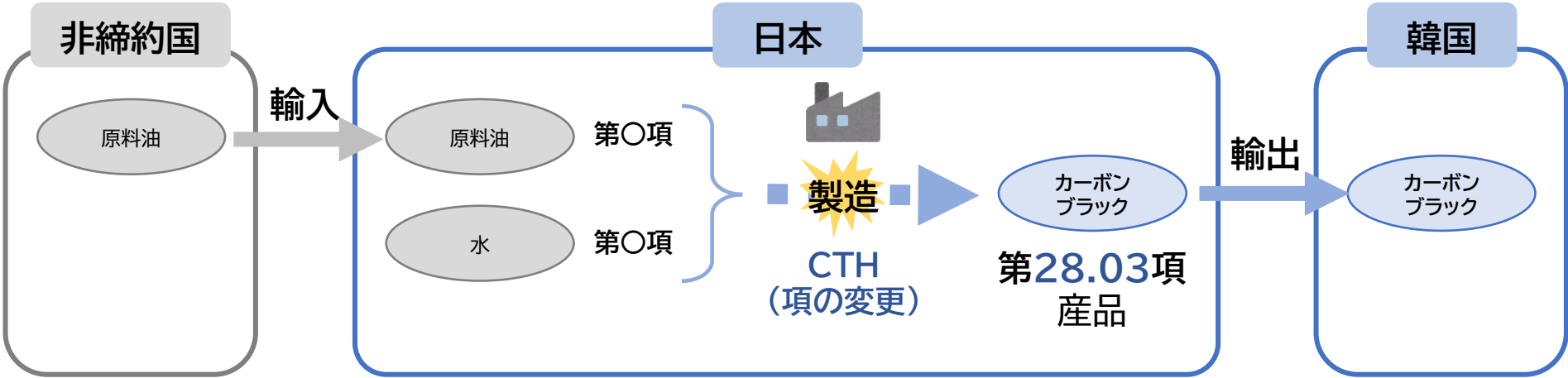
CTH又はRVC40

品目別規則の読み方

RCEP協定 第2803.00号の品目別規則

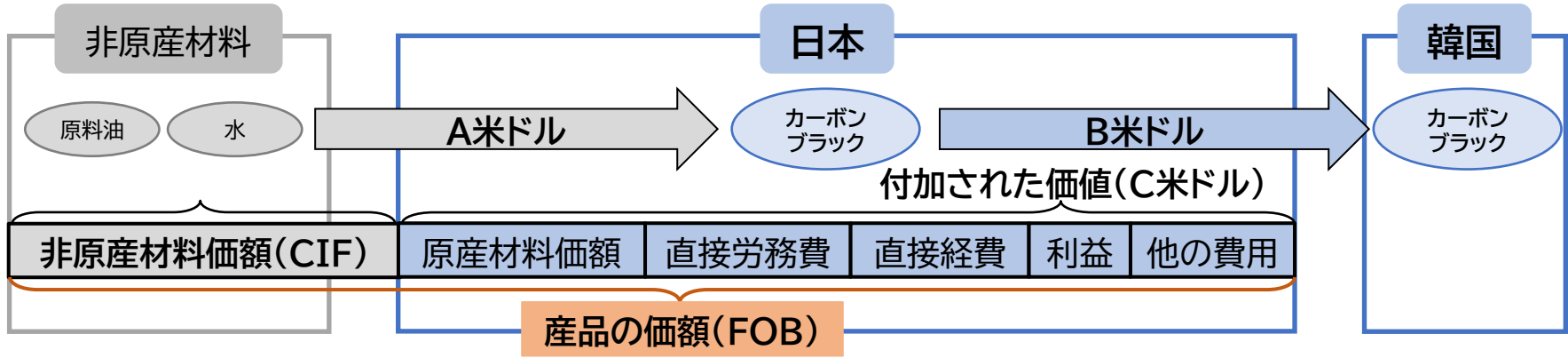
「CTH 又は RVC40」
=「CTH」と「RVC40」が「又は」でつながっているので、どちらかの規則を満たせばOK

- CTH は「関税分類変更基準」の一つで、製品と、製品の生産に直接使用された全ての非原産材料の間で、HS番号4桁(項)の水準における関税分類の変更(CTC)が行われていれば原産品と認めるという基準。



品目別規則の読み方

- RVC40 は「付加価値基準」の一つで、RCEP協定第3・5条の規定に基づいて算定される製品の域内原産割合(RVC)が40%以上であれば原産品と認めるという基準。



【間接方式又は控除方式】

$$\frac{\text{製品の価額(B米ドル)} - \text{非原産材料価額(A米ドル)}}{\text{製品の価額(B米ドル)}} \times 100 = \text{付加価値} \geq 40\%$$

【直接方式又は積上げ方式】

今回のケースのように、ひとまず全ての材料を非原産材料と考える場合には、「原産材料価額」は考慮不要。

$$\frac{(\text{原産材料価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益} + \text{他の費用})(C米ドル)}{\text{製品の価額(B米ドル)}} \times 100 = \text{付加価値} \geq 40\%$$

⇒ 付加価値基準では各価額の詳細が必要となり、証明負担が大きくなることが多いことから、今回は、**関税分類変更基準である「CTH」を選択**して原産地規則を満たしているか確認。

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国でRCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

 ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

7.

特定した品目別規則を満たすかを確認

- 特定した品目別規則が「関税分類変更基準」の場合、產品に使用する材料が「原産材料」であれば、その材料については產品との関税分類の変更(CTC)の確認は不要。
- しかし、材料を「原産材料」と扱うのであれば、その材料が原產品の要件を満たすことを確認することが必要(材料の材料まで遡る必要がある等、**証明負担が大きい**ことも)。
- 上記より、まずは全ての材料のHS番号を確認し、関税分類変更(CTC)を満たさない材料についてのみ「原産材料」かどうかを確認していくことが効率的。

生産に使用された材料のHS番号を確認

■ 產品：カーボンブラック(HS番号：第2803.00号)

□ 材料表：01 原料油 … HS番号 第27類
02 水 … HS番号 第22類

材料表等の書類で確認

品目別規則「CTH」の場合でも、材料と產品のHS番号の間で類(HS番号先頭2桁)の変更がわかれば、材料については項(HS番号先頭4桁)までの確認は不要。

➡ 材料のうち、全ての非原産材料について、產品(第2803.00号)の品目別規則「CTH」を満たす、**関税分類の変更(CTC)があることを確認。**

この產品は、RCEP協定上の品目別規則を満たす、と認められる。

製造工程を確認

品目別規則「CTH」を満たすかの確認に加えて

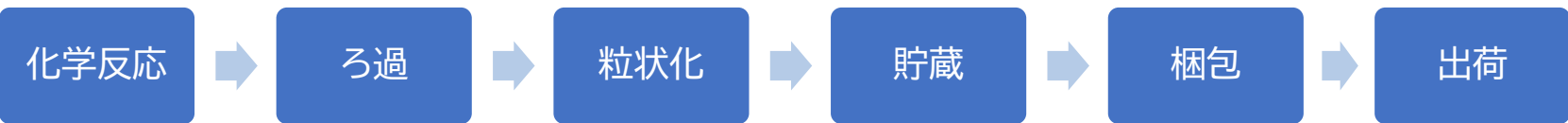
RCEP協定 第3・2条 原産品

(c) 一の締約国において非原産材料を使用して生産される産品であって、附属書3A(品目別規則)に定める関連する要件を満たすもの

■ 産品：カーボンブラック

製造工程表等の書類で確認

□ 製造工程：輸出者の日本国内工場にて下記材料を用いて製造。



- 材料：01 原料油 … 日本国内サプライヤーから調達
- 02 水 … 輸出者の日本国内工場の敷地内から採水

➡ 産品が、日本において生産されていることがわかるため、RCEP協定第3・2条(c)のうち「一の締約国において生産されていること」を確認。

この産品は、RCEP協定上の日本原産品と認められる。



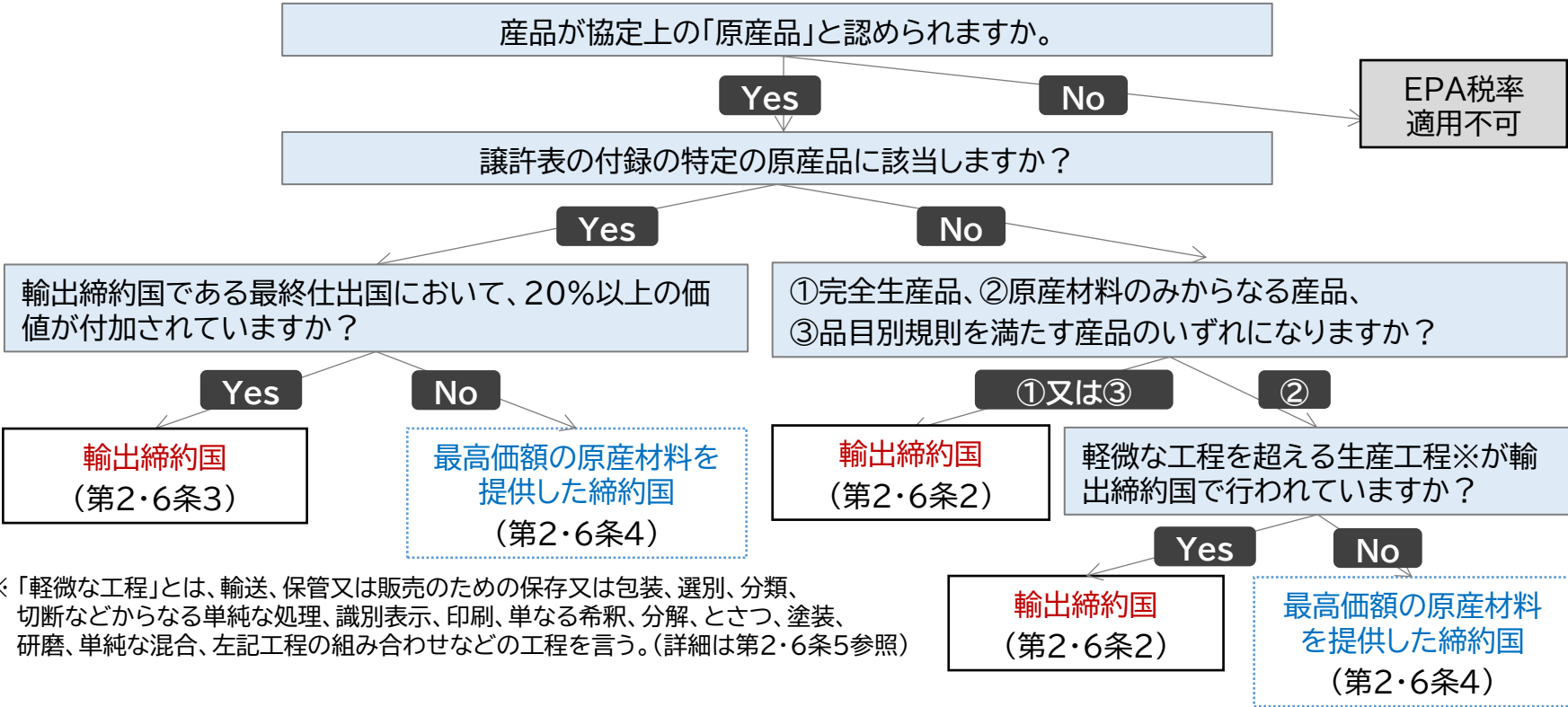
RCEP原産国を決定

日本、中国、韓国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム

- RCEP協定においては個別譲許を採用している国があり、同じ商品でも輸入相手国によって異なる関税率が設定されている場合がある。
- 協定第2・6条「関税率の差異」に定める「RCEP原産国」の決定は、**商品にどの輸入相手国に対する関税率を適用するか**を決めるためのルール。商品がRCEP協定上の原産品と認められるかを確認してから、RCEP原産国を決定。

RCEP原産国の決定フローチャート

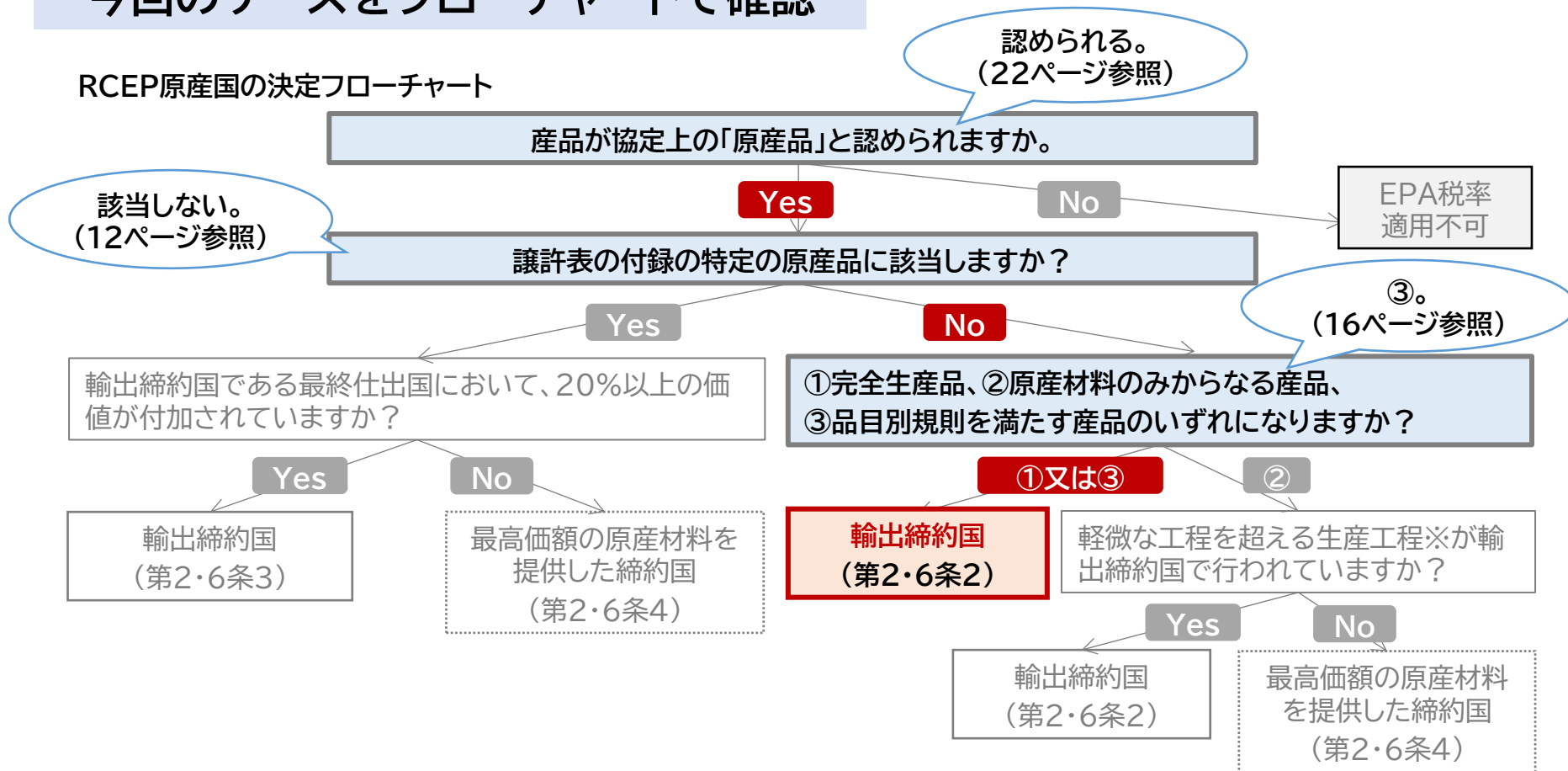
● 多くの場合、RCEP原産国は輸出締約国(原産品の資格を取得した国)と同一。



※「軽微な工程」とは、輸送、保管又は販売のための保存又は包装、選別、分類、切断などからなる単純な処理、識別表示、印刷、単なる希釈、分解、とさつ、塗装、研磨、単純な混合、左記工程の組み合わせなどの工程を言う。(詳細は第2・6条5参照)

今回のケースをフローチャートで確認

RCEP原産国の決定フローチャート



RCEP原産国は「**輸出締約国**」(＝日本)と決定。

ステップ4 完了

「RCEP原産国」についてさらに詳しく知りたい方はこちら→
 YouTube 税関チャンネル 「【RCEP協定】地域的な包括的経済連携協定説明会」
 IV. RCEP協定における税率差(59分00秒/1時間36分45秒)



輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国でRCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定



ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

証明制度(日本から輸出する場合)

- 特恵待遇を要求(EPA税率を適用)するためには、EPAごとに定められた以下のいずれかの原産地証明手続を行うことが必要。

証明制度	証明書類の取得方法	対象EPA等	メリットと留意点
第三者証明制度 (原産地証明書)	輸出締約国において権限ある発給機関に輸出者又は生産者が発給を依頼	CPTPP、日EU、日英、日米貿易協定を除く全てのEPA	メリット : 発給機関が原産性を判断。 留意点 : 発給に費用及び時間を要する。
認定輸出者制度 (原産地申告)	輸出締約国において権限ある当局により認定された輸出者が書類を作成	日メキシコ、日スイス、日ペルー、RCEP	メリット : 認定後は輸出者自ら原産地申告を作成可能。 留意点 : 当局による認定を受ける必要。
自己申告制度 (原産品申告書)	(輸入者による自己申告) 輸入締約国の輸入者が書類を作成	日豪、CPTPP、日EU、日英、日米貿易協定	メリット : 輸入者自ら原産品申告書を作成可能。 留意点 : 必要に応じ輸出者・生産者から輸入者に対して原産性の根拠となる情報提供を行う。
	(輸出者又は生産者による自己申告) 輸出締約国の輸出者又は生産者が書類を作成	日豪、CPTPP、日EU、日英、RCEP(豪州、NZ、韓国間のみ)	メリット : 輸出者・生産者が発給機関から原産地証明書を取得する手間(費用・時間)が省ける。 留意点 : 必要に応じ輸入締約国から輸出国政府経由又は直接輸出者・生産者に対して事後確認が行われる。

RCEP協定の証明制度（日本から輸出する場合）

- RCEP協定上の特惠待遇を要求するためには、以下のいずれかの原産地証明手続を行うことが必要。

証明制度	証明書類の取得方法	対象国
第三者証明制度 (原産地証明書)	輸出締約国において権限ある発給機関に輸出者又は生産者が発給を依頼	全てのRCEP締約国
認定輸出者制度 (原産地申告)	輸出締約国において権限ある当局により認定された輸出者が書類を作成	全てのRCEP締約国
自己申告制度 (原産品申告書)	(輸出者又は生産者による自己申告) 輸出締約国の輸出者又は生産者が書類を作成	オーストラリア、 ニュージーランド、 韓国(※)

※ 日本からの輸出において、2025年5月時点で輸出者又は生産者による自己申告を利用できるのは、オーストラリア、ニュージーランド、韓国向けのみ。
(各締約国において制度の導入に一定期間の猶予が設けられており、将来的に導入。)

(参考)輸入者による自己申告について
日本以外の締約国においては、協定が全ての署名国において発効した後、導入を検討することとなっている。

➡ 次のスライドから、RCEP協定における各証明制度の原産地手続を確認。

第三者証明制度・認定輸出者制度の原産地手続(RCEP協定)



■ 第三者証明制度(原産地証明書)を利用する場合

日本商工会議所
ホームページはこちら↓



- 日本においては**日本商工会議所**が発給機関。
原産地証明書発給のための準備・手続等については、
「日本商工会議所ホームページ」を参照。

➤ <https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

■ 認定輸出者制度を利用する場合

認定輸出者制度に
係るホームページは
こちら↓



- 認定輸出者制度(認定された輸出者による原産地申告)とは、各締約国の権限ある当局による認定を受けた輸出者自らが、原産地申告を作成する制度。日本においては**経済産業大臣が認定**。

➤ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html

- 認定輸出者の申請手続、認定の基準、認定輸出者に課される義務などについては、経済産業省ホームページ「経済連携協定(EPA)に基づく認定輸出者自己証明制度申請・利用の手引き」を参照。

➤ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/approved_exporter_guidance.pdf

手引きはこちら↓



自己申告制度(輸出者・生産者自己申告)の原産地手続(RCEP協定)

- 原産品申告書の様式は任意だが、RCEP協定上の**必要的記載事項**を**英語**で記載することが必要。
- 税関ホームページ「EPA・原産地規則ポータル」に**様式見本**を掲載。
 - <https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>
- 必要的記載事項(附属書3B)

- (a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
- (b) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
- (c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (d) 製品の品名及び関税分類番号(6桁番号の水準)
- (e) 認定された輸出者又は生産者の認定番号又は識別番号
- (f) 固有の参照番号
- (g) 原産性を与えることとなる基準
- (h) 作成者による証明
- (i) 第2・6条(関税率の差異)に規定するRCEP原産国
- (j) FOB価額(域内原産割合が用いられている場合)
- (k) 製品の数量
- (l) 連続する原産地申告における規定

Declaration of Origin 国産品申告書 (Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域経済連携協定)			
1. Exporter's company name 輸出者(法人)の名称 輸出者(法人)の名称(英字)		2. Importer's company name 輸入者(法人)の名称 輸入者(法人)の名称(英字)	
3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or e-mail address) 輸出者の氏名・住所(国名を含む)・連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)			
4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or e-mail address) 製造者の氏名・住所(国名を含む)・連絡先(電話番号又は電子メールアドレス) (不明時、記入する欄)			
5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or e-mail address) 輸入者又は受取人の氏名・住所(国名を含む)・連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)			
5A. A description of the goods, Harmonized Code (HS Code) (4-digit level), HS2002 品名(品名、品目・品名・単位) 品目番号	5B. HS Code (4-digit level), HS2002 品目番号	5C. RCEP country of origin 原産国(地域)	5D. Quantity and value (FOB) where RCEP is applied 数量及び FOB 価額
11. Remarks その他の事項(英字)			
12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back to back Declaration of Origin) 原産地証明書に基いて輸出・輸入される商品(品名・品目)			

The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 4 of the Agreement of Origin in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from _____ (exporting country) to _____ (importing country).

私は、上記の事項が正確であることを証明し、更に品名・品目番号と数量及び FOB 価額を記載した品名・品目番号に一致する商品が輸出されていることを証明します。これらの商品は 輸出国(地域)から (輸入国)に輸出される。

Date of Declaration 国産品申告書の日付
Place of the declaration 国産品申告書の作成場所
Address of the issuer of the declaration 国産品申告書の作成場所
Address of the issuer of the declaration 国産品申告書の作成場所
Signature 国産品申告書の署名(国産品申告書の署名欄に記入)

The certifying person: ()
 国産品申告書の署名(国産品申告書の署名欄に記入)

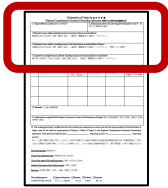
原産品申告書の様式見本

※ 認定輸出者制度と自己申告制度
の共通様式。

今回、**韓国**向けに輸出する製品については、**輸出者・生産者による自己申告制度**を利用できる。

様式見本を用いて、原産品申告書を作成。

- ステップ4で確認した内容をもとに作成。



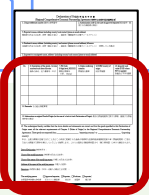
(1/2)



Declaration of Origin 原 産 品 申 告 書

(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的な包括的経済連携協定)

1. Unique reference number 固有の参照番号 XXXXXX 作成者が管理する任意の整理番号を記入。	2. Authorization code (in the case of approved exporter) 認定番号(認定された輸出者の場合)
3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸出者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、連絡先(電話番号又は電子メールアドレス) 〇〇〇 CO., LTD. X-XX-X XXXX, XXX, Japan (XXX)XX-XXXX-XXXX XXX@XXX.XXX 輸出者について記載。	
4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known 生産者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、連絡先(電話番号又は電子メールアドレス) (判明している場合) 〇〇〇 CO., LTD. X-XX-X XXXX, XXX, Japan (XXX)XX-XXXX-XXXX XXX@XXX.XXX 生産者について記載。判明していない場合は、 "NOT AVAILABLE" と記載。	
5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所(国名を含む)、連絡先(電話番号又は電子メールアドレス) 〇〇〇 CO., LTD. X-XX-X XXXX, XXX, Korea (XXX)XX-XXXX-XXXX XXX@XXX.XXX 輸入者について記載。	



(2/2)

No.	6. Description of the goods , Invoice numbers and date of invoice 製品の品名、仕入書番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2022) 関税分類番号 (6桁、 HS2022)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP原産国	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied 数量及びFOB価額
1	Carbon Blacks I/V No. XXXX DD-MM-YYYY	2803.00	CTC	Japan	1,000 KG
仕入書番号・日付は、輸入に際して 発行されたものを記載。		関税分類変更基準を用いた 場合は「CTC」と記載。		製品の数量を記載。 (付加価値基準を用いる場合は、 FOB価額も記載。)	

11. Remarks その他の特記事項

12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back to back Declaration of Origin) 最初の原産地証明に関する情報(連続する原産地申告の場合)

13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from Japan (exporting country) to Korea (importing country).

私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記載された製品が地域的な包括的経済連携協定第3章(原産地規則)に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの製品は(輸出締約国)から(輸入締約国)に向けて輸出されます。

Date of Declaration 作成年月日: DD-MM-YYYY
Name of the certifying person 作成者の氏名又は名称: ○○○ CO., LTD.
Name of the agent of the certifying person 代理人の氏名又は名称:
Address of the agent of the certifying person 代理人の住所:
Signature 作成者の署名(日本への輸入の場合には不要): (署名)

証明文に、輸出締約国と輸入締約国を
記入し、作成者による署名を行う。

The certifying person (☐Approved exporter、☒Exporter、☐Producer、☐Importer)
本原産品申告書の作成者 認定された輸出者 輸出者 生産者 輸入者

積送基準を満たすことを示す書類

- 第三国を経由して韓国に輸出する場合で、EPA税率の適用を受けようとする場合には、積送基準を満たすことを示す書類が必要(本事例では日本から韓国に直送するので不要)。
- 具体的には、「航空貨物運送状」、「船荷証券」、「複合運送に関する書類」、「産品に関する商業送状の原本の写し」、「財務記録」、「非加工証明書」等。(RCEP協定 第3・15条)

積送基準：原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかを判断する基準。

ステップ5(1)
完了

日本における輸出者又は生産者の書類保管義務

(2)関係書類を保存

- 原産地証明書の発給を受けた若しくは原産地申告を作成した日本の輸出者又は生産者は、RCEP協定第3・27条及び国内法令に基づき、産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録(「RCEP原産国」の決定のための関係書類を含む。)を、発給の日から**3年間**保管する義務がある。

保存書類のイメージ

原産地証明書、
原産地申告

契約書、仕入書、価格表、
総部品表、製造フロー図、投入記録、出荷記録、
支払記録、帳簿 等

RCEP協定 第3・27条 記録の保管に関する義務

- 各締約国は、次のことを要求するものとする。
 - 自国の輸出者、生産者(中略)が、原産地証明の発給の日から少なくとも3年間(中略)、当該原産地証明が発給された産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録を保管すること。

輸出者・生産者は全て保存

ステップ5(2)
完了

(参考) 産品が原産品であることを証明するために必要な書類の例

■ 完全生産品(WO)

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

■ 原産材料のみから生産される産品(PE)

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

■ 品目別規則を満たす産品

a. 関税分類変更基準(CTC)

総部品表又は材料一覧表(HS番号を含む)、製造工程フロー図、生産指図書等

b. 付加価値基準(域内原産割合)(RVC)

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

c. 加工工程基準(化学反応)(CR)

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

■ その他の原産性の基準を適用する場合

材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸出しようとする産品が、各EPAに規定する原産性の基準(累積、僅少の非原産材料等)を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

(参考)「RCEP原産国」の決定のための関係書類の例

① 第2・6条2 付録に掲げる品目に該当しない原産品

- 原産材料のみから生産される産品であり、日本において軽微な工程以外の生産工程が行われているもの

日本において軽微な工程以外の生産行為が行われていることが確認できるもの

(例)製造工程フロー図、生産指図書等

- 完全生産品又は品目別規則を満たす産品

原産品であることを証明するために必要な書類以上の、追加的な書類は不要

② 第2・6条3 付録に掲げる品目に該当する原産品で、日本における付加価値が産品の価額の総額の20%以上であるもの

日本における付加価値が産品の価額の総額の20%以上であることが確認できるもの

(例)製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

③ 第2・6条4 ①②でRCEP原産国が決定されない産品

原産材料(一次材料)を提供した全ての締約国と、原産材料の価額が確認できるもの

(例)材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

④ 第2・6条6 輸入者が選択するルール

- (a)「原産材料を提供した締約国」に適用する税率のうち最高税率

原産材料(一次材料)を提供した全ての締約国が確認できるもの

(例)材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、仕入書等

- (b)「全ての締約国」に適用する税率の中で最高税率

原産品であることを証明するために必要な書類以上の、追加的な書類は不要

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国でRCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

 ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

輸入国税関への原産地証明書等の提出

- ステップ5で発給を受けた原産地証明書又は作成した原産品申告書については、相手国での輸入申告の際に所持し、輸入国の国内法令に基づき、税関に提出することが必要。
- EPA税率の適用及びHS番号の決定については、最終的には輸入国税関の判断が尊重。
RCEP協定税率の確実な利用のために、EPA相手国における事前教示制度等の利用の検討も。
 - ➡ 税関ホームページ「EPA相手国の事前教示制度」
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/epa_aitekokujiizenkyouzi.html
- RCEP協定の原産地手続に関する締約国間の了解事項については、ガイドラインを公表。
 - ➡ 外務省ホームページ「RCEP協定原産地規則運用上のガイドライン(英文)(改訂版)」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.html>



※外務省ホームページから

- 具体的な輸入手続きについては各国税関当局のホームページ等により確認。

ステップ6
完了

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国でRCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

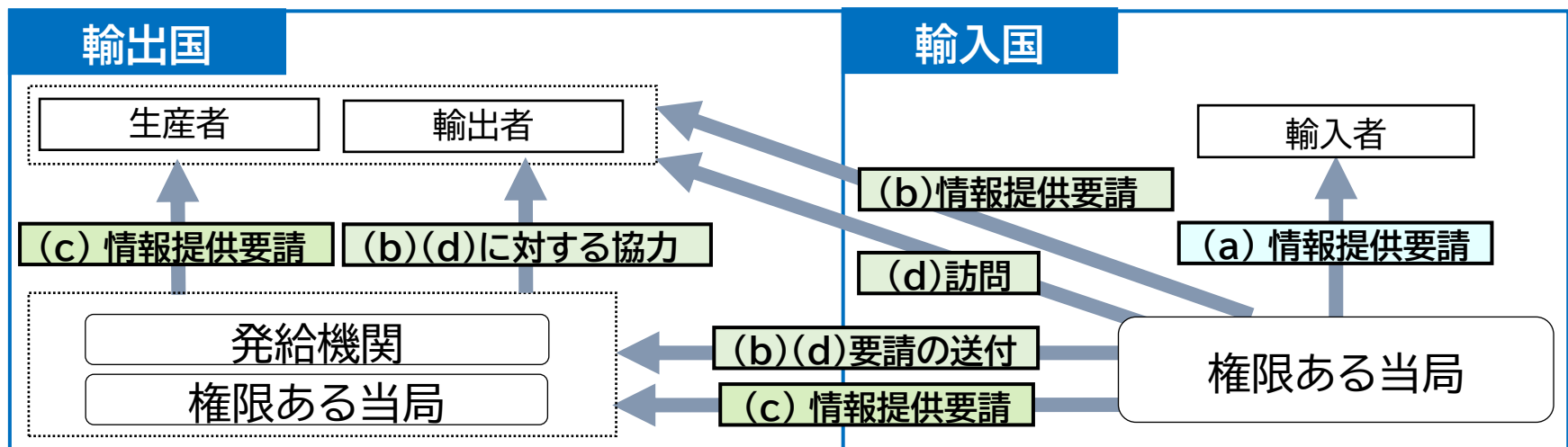
ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応



事後確認(検証)とは

- 相手国でEPA税率を適用して輸入申告された貨物について、各EPAの規定に基づき、特惠税率の便益の適正な確保を目的として行われる、**輸入通関後にその貨物が原産品であるか否かについての確認**のこと
- RCEP協定においては、第3・24条に規定する以下の方法が認められている。
 - (a) 輸入者に対して追加の情報について書面により要請する方法
 - (b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (d) 輸出締約国の輸出者又は生産者の施設を確認のために訪問する方法
 - (e) その他締約国が合意する方法
- 輸入申告された貨物が日本の原産品であることを確認できない場合には、相手国において**EPA税率の適用が否認**。



RCEP協定 事後確認に係る各締約国の連絡部局(コンタクトポイント)

- 第3・24条の注において、締約国は、自国の輸出産品に係る原産品であるかどうかの確認のための単一の連絡部局(コンタクトポイント)を指定することができると規定されており、日本は政府内にコンタクトポイントを設置。
- 日本が輸出国として、相手国(輸入国)から輸出国検証の要請を受ける場合も、コンタクトポイントを通じて受理することとなっている。相手国が日本の輸出者・生産者に対して情報提供を要請する場合にも、コンタクトポイントへ要請の送付が行われることとなっており、その場合、利用した証明制度に応じ、以下の機関から輸出者・生産者に連絡。
 - ◆ 第三者証明制度・認定輸出者制度利用の場合
日本商工会議所
経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部原産地証明室
 - ◆ 輸出者・生産者による自己申告制度利用の場合
財務省関税局関税課原産地規則室

相手国から、上記機関を介さず直接情報提供要請の連絡があった場合は、利用した証明制度に応じ、各機関まで相談を。

第三者証明制度・認定輸出者制度：経済産業省(原産地証明室)

輸出者・生産者による自己申告制度：財務省(原産地規則室)

2. 輸出相談のご案内



EPA原産地センターでは、EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出についての相談対応を受付(メール、電話、対面、オンライン面談)

■ 相談内容

日豪・EPA、CPTPP、日EU・EPA、日英・EPA及びRCEP協定※¹に係る
自己申告制度を利用した輸出に係るもの

※¹ RCEP協定において輸出者又は生産者が自己申告制度を利用できるのは、豪州、ニュージーランド、韓国への輸出のみ(2025年5月時点)。例えば、中国へ輸出する場合、自己申告制度は利用できないので要留意。

■ 相談対象者

日本から貨物を輸出し、上記EPAを利用して自己申告を行う方(輸出者、生産者)

■ 利用方法

以下の事項を記載し、次ページ記載のメールアドレスあてに送付。

- (1)連絡先(名前、会社名、電話番号等)
- (2)希望する対応方法(メール、電話、対面、オンライン面談※²)
- (3)相談内容と輸出する貨物の情報※³

※² オンライン面談では「Cisco Webex Meetings」を利用。

※³ 輸出貨物の原産性判断に必要となるので、可能な限り以下の内容も記載。

利用したいEPA名／輸出貨物のHS番号／輸出貨物の生産に使用した材料の一覧

輸出相談のご案内

■ 担当

財務省・税関 EPA原産地センター
住所:東京都港区海岸2-7-68

■ 相談受付メールアドレス

epa-roo-center2@customs.go.jp

(※)まずはメールでのご連絡をお願いいたします。



■ HS番号のみの相談の場合

相談の内容が、輸出産品又は材料に係る品目分類(HS番号)についてのみの場合は、各税関の関税鑑査官部門に問い合わせ願います。

➤ 品目分類・関税率についての問い合わせ先(関税鑑査官)

税関ホームページ:<https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

上記相談による結果は、輸出先でのEPA税率の適用を保証するものではありません。
EPA税率の確実な利用のため、輸出先税関における事前教示制度の利用等を勧める場合もあります。

よくある質問：輸出締約国内で調達した材料について



輸出国内で調達した材料であれば、輸出締約国の原産材料として認められますか？

輸出締約国内で購入した材料や、生産された材料が、必ずしもEPA上の輸出締約国の「原産材料」となるわけではありません。



- 「原産材料」と認められるためには、適用するEPAの原産地規則をその材料自体が満たすことの確認が必要。
- 原産材料かどうか不明な材料は、非原産材料として扱う。
- 事後確認の際、貨物の生産に使用された材料の製造者まで遡って、原産材料の根拠となる製造工程表や材料一覧等の詳細な根拠資料を提出してもらう可能性があることに注意。

3. 参考情報

税関ホームページのご案内



税関ホームページ 自己申告制度を利用した日本からの輸出について

- 輸出貨物に係る各EPAのご利用に際しては、税関ホームページ「EPA・原産地規則ポータル」の活用も。
- 輸出相談の案内のほか、よくある質問、輸出貨物に係るEPA利用の流れ、各関連リンクを掲載。



https://www.customs.go.jp/roo/information/epa/epa_ex.html



輸出相談のよくあるご質問(FAQ)も掲載。

EPA(経済連携協定等)の『自己申告制度を利用した日本からの輸出』に係る相談
よくあるご質問(FAQ)

(2025年1月1日時点)

番号	カテゴリ	質問	回答
1	相談方法	税関での輸出相談を利用するにあたり、どのような資料を用意すればよいか。	ご相談の内容にもよりますが、まずは輸出貨物のHS番号、生産に使用した材料の一覧、生産場所、生産工程等の情報をご用意ください。
2	EPA税率の確認	輸入国での輸入申告においてEPA税率の適用を受けるための手順を知りたい。	EPA税率の適用を受けるための流れ(EPA利用のステップ)について、「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について」にまとめましたのでご参照ください。 (リンク:税関HP「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について」 https://www.customs.go.jp/roo/information/epa/epa_ex.html)
3	EPA税率の確認	輸入国で設定されているEPA税率はどのように確認すればよいか。	税関ホームページに、日本が締結しているEPAに関する相手国側譲渡表を掲載しております。 (リンク:税関HP「相手国譲渡表(関税率表)」 https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm) なお、日EU協定及び日英協定において、譲渡表に掲載されていないHS番号に分類される商品は、各協定発効時に関税が即時撤廃されており、EPA税率は無税となります。ただし、輸入国でのMFN税率 [※] が無税の場合もあり、EPA税率を適用する必要がある場合がありますので、ご注意ください。 ※ MFN税率とは、実行最恵国税率のことで、WTO協定税率など相手国において一般的に適用される税率をいいます。
4	HS番号の確認	HS番号についてどのように調べればよいか。	HS番号とは、輸出入の際に産品を分類する番号のことです。 HS番号は「輸出統計品目表」(日本における輸出申告で使用)で調べることができます。 (リンク:税関HP「輸出統計品目表」 https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm) なお、輸入貨物に適用されるHS番号は輸入国税関の判断によることから、日本から輸出される貨物に係る輸入国におけるHS番号について判断に迷う場合には、輸入者等を介して輸入国税関に事前指示制度等を利用してお問い合わせいただくことが最も確実な方法です。輸入国での適用を保証するものではなく参考意見にとどまりますが、各税関の関税審査官部門においても輸出貨物に係るHS番号のご相談を承っています。 また、後記[番号35]の関税分類変更基準により貨物の原産性を確認する場合、原材料のHS番号は必ずしも6桁まで特定する必要がない場合もありますので、ご注意ください。 (リンク:税関HP「原産性判断に必要なHSコードについて」 https://www.customs.go.jp/roo/origin/zairyo_hs.pdf)
5	HS番号の確認	輸出相談で輸出貨物のHS番号を教えられるか。	ご相談内容が、輸出品又はその材料に係るHS番号のみに関する場合は、各税関の関税審査官部門にお問合せください。 (リンク:税関HP「品目分類・関税率についてのお問合せ先(関税審査官部門)」 https://www.customs.go.jp/question2.htm#b) ご相談の際には、輸出品やその材料の製法、成分割合、構造、機能、性状、包装、用途等が分かる書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご承知おきください。また、過去に類似の産品について日本への輸入時に事前指示を受けていれば、参考までに当該回答書等もあわせてご用意ください。 なお、輸入国における輸入申告におけるHS番号については、最終的に輸入国の税関の判断が優先されますので、輸出国の税関からの回答は参考意見にとどまります。

https://www.customs.go.jp/roo/origin/faq_yushutsu.pdf

ご清聴ありがとうございました。